

井原市職員コンプライアンス条例

(目的)

第1条 この条例は、職務の遂行に係る法令遵守及び倫理意識向上のための環境及び体制の整備を図り、公正な職務の遂行を確保することにより、透明で市民に信頼される市政を確立することを目的とする。

(用語の意義)

第2条 この条例において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 職員 地方公務員法（昭和25年法律第261号。以下「法」という。）第3条第2項に規定する一般職の職員、同条第3項第3号に規定する非常勤職員、法第22条の2第1項に規定する会計年度任用職員、法第22条の4第3項に規定する定年前再任用短時間勤務職員及び井原市職員の臨時的任用に関する規則（令和2年井原市規則第2号）第2条の規定により臨時的に任用される職員をいう。
- (2) 職員等 次に掲げるものをいう。
 - ア 職員
 - イ 副市長及び教育長
 - ウ 指定管理者（地方自治法（昭和22年法律第67号）第244条の2第3項に規定する指定管理者をいう。以下同じ。）並びにその役員及び従事者
 - エ アからウまでに掲げる者であったもののうち、その職を退いた日から起算して1年を経過していない者
- (3) 任命権者 法第6条第1項に規定する任命権者をいう。
- (4) 事業者等 法人（法人でない社団又は財団で代表者又は管理人の定めがあるものを含む。）その他の団体及び事業を行う個人（当該事業の利益のためにする行為を行う場合における個人に限る。）
- (5) 指定管理者等 指定管理者及びその役員をいう。
- (6) 公益通報事実 公益通報者保護法（平成16年法律第122号）第2条第3項に規定する通報対象事実のほか、職員等の職務の執行に関する事実であって次に掲げるものをいう。
 - ア 法令等（条例、規則、訓令等を含む。以下同じ。）に違反する行為
 - イ 人の生命、身体、財産その他の利益を害する行為
 - ウ 公益に反する行為又は公正な職務を損なう行為
- (7) 要望等 職員以外の者が職員に対して行うその職務に関する要望、提言、相談、意見、苦情その他これらに類する行為をいう。
- (8) 不当要求行為 前号に掲げる要望等のうち次に掲げる行為をいう。
 - ア 正当な理由なく次に掲げることを求める行為
 - (ア) 特定の者に対して著しく有利な又は不利な取扱いをすること。

- (イ) 特定の者に対して義務のないことを行わせ、又はその権利の行使を妨げること。
 - (ウ) 職務上知り得た秘密を漏らすこと。
 - (エ) 執行すべき職務を執行せず、又は定められた期限までに執行しないこと。
 - (オ) (ア)から(エ)までに掲げるもののほか、法令等に違反すること又は職員等の職務に係る倫理に反することを行うこと。
- イ 本市が当事者となる契約において、本市以外の契約の当事者に不当な利益が生じるよう契約の対価又は条件を操作する行為
- ウ 職員等の公正な職務の執行を妨げることが明白である要望等をする行為
- エ 次に掲げる行為その他暴力又は粗野、乱暴な言動その他の社会的相当性を逸脱した手段により要望等をする行為
- (ア) 暴力的行為
 - (イ) 脅迫的行為
 - (ウ) 正当な理由なく面談等を要求する行為
 - (エ) 長時間にわたる面談、電話、居座り等の拘束行為
 - (オ) 粗野、乱暴又は侮辱的な言動により職員の生命、身体、身分等に不安を抱かせる行為
 - (カ) 書面、街宣活動等により市の業務を妨害する又はそのおそれがある行為
 - (キ) 正当な権利がないにもかかわらず権利があるとする行為
 - (ク) 庁舎等の保全及び庁舎等における秩序の維持並びに事務事業の執行に支障を生じさせる行為

(職員が遵守すべき倫理原則)

第3条 職員は、自らの行動が常に公務の信用に影響を及ぼすことを深く認識し、自らを厳しく律するとともに、法令等を遵守し、市民から信頼される職員となるよう不断に公務員としての倫理の高揚に努めなければならない。

- 2 職員は、市民全体の奉仕者であり、市民の一部に対してのみの奉仕者ではないことを自覚し、職務上知り得た情報について市民の一部に対してのみ有利な取扱いをすること等市民に対し不当な差別的取扱いをしてはならず、常に公正な職務の執行に当たらなければならない。
- 3 職員は、常に公私の別を明らかにし、いやしくもその職務及び地位を自ら又は自らの属する組織のための私的利益のために用いてはならない。
- 4 職員は、法令等により与えられた権限の行使に当たっては、当該権限の行使の対象となる者からの贈与を受けること等、市民の疑惑又は不信を招くような行為をしてはならない。
- 5 職員は、市民福祉の向上を図るため、積極的に市民の意見及び要望の把握に努め、民主的な行政の運営に当たらなければならない。
- 6 職員は、職務の遂行に当たっては、公共の利益の増進を目指し、全力を挙げてこれに取り組まなければならない。

7 職員は、市の事務及び事業の透明性を確保することを常に心がけ、積極的に説明責任を果たすことにより、市民からの理解及び信頼を得られるようにしなければならない。

8 職員は、勤務時間外においても、自らの行動が公務の信用に影響を与えることを常に認識して行動しなければならない。

9 職員は、自己啓発に努め、職務の遂行に必要な能力の開発及び向上を図らなければならない。

(任命権者の責務)

第4条 任命権者は、職員の資質の向上及び職員の倫理の保持を図るため、職員の意識の啓発、研修の実施その他の必要な措置を講じなければならない。

(管理監督職員の責務)

第5条 管理又は監督の地位にある職員は、その職責の重要性を自覚し、常に率先垂範して服務規律の確保及び公正な職務の執行に当たるとともに、職員の職務に係る倫理の保持を図るため、部下の職員の行動について適切に指導監督しなければならない。

(市民等の責務)

第6条 市民は、公正かつ適正な手続による市政の運営を積極的に支援するよう努めなければならない。

2 何人も、職員に対し、不当要求行為を行い、又は公正な職務の遂行を損なうおそれのある行為を求めてはならない。

(違反行為があった場合の措置)

第7条 任命権者は、職員が法令等に違反する行為（以下「違反行為」という。）を行った疑いがあると思料するときは、直ちに調査を行い、又は井原市コンプライアンス外部委員会若しくは井原市コンプライアンス推進会議に調査を行わせるものとする。

2 任命権者は、違反行為があったと認められるときは、その程度に応じて、その職員に対し、法第29条に規定する戒告、減給、停職又は免職の処分（以下「懲戒処分」という。）その他の措置をとるものとする。

3 懲戒処分の手続及び効果については、職員の懲戒の手続及び効果に関する条例（昭和28年井原市条例第21号）の規定によるものとする。

(懲戒処分の概要の公表)

第8条 任命権者は、前条第2項の規定により、職員に懲戒処分を行った場合において、職員の倫理の保持を図るため特に必要があると認めるときは、当該懲戒処分の概要を公表するものとする。

(職員倫理規則)

第9条 市長は、第3条に掲げる倫理原則を踏まえ、職員の公務員倫理の保持を図るために必要な事項に関する規則（以下「職員倫理規則」という。）を定めるものとする。

2 職員倫理規則には、職員の職務に利害関係を有する者からの贈与の禁止及び制限等職員の職務に利害関係を有する者との接触その他市民の疑惑又は不信を招くような行為の防止に関し職員の遵守すべき事項が含まれていなければならない。

(贈与等の報告等)

第10条 職員は、事業者等から、金銭、物品その他の財産上の利益の供与又は供応接待（以下「贈与等」という。）を受けたとき（当該贈与等を受けた時点において職員であった場合に限り、かつ、当該贈与等により受けた利益の価額が1件につき5,000円を超える場合に限る。）は、贈与等を受けた日から14日以内に、次に掲げる事項を記載した贈与等報告書を任命権者に提出しなければならない。

- (1) 当該贈与等により受けた利益の価額
- (2) 当該贈与等により利益を受けた年月日及びその基因となった事実
- (3) 当該贈与等をした事業者等の名称及び住所
- (4) 前3号に掲げるもののほか職員倫理規則で定める事項

2 任命権者は、特に必要があると認めるとき又は井原市コンプライアンス外部委員会から提出を求められたときは、前項の規定により提出を受けた贈与等報告書の写しを井原市コンプライアンス外部委員会に送付しなければならない。

3 任命権者は、贈与等報告書を受理した日の翌日から起算して5年を経過する日の年度末までこれを保存しなければならない。

（井原市コンプライアンス外部委員会の設置）

第11条 地方自治法第138条の4第3項の規定により、井原市コンプライアンス外部委員会（以下「外部委員会」という。）を置く。

2 外部委員会は、次に掲げる事項を所掌する。

- (1) 職員からの贈与等の報告に係る審査を行うこと。
- (2) 職員の違反行為、公益通報事実及び不当要求行為に関する調査、審査等を行うこと。
- (3) 前2号に定めるもののほか、この条例の実施に関し必要な意見を述べること。

3 外部委員会は委員3人をもって組織する。

4 委員は、法令等に関し専門的知識を有する者又は識見を有する者のうちから市長が委嘱する。

5 委員の任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

6 委員は、職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、同様とする。

7 前各項に定めるもののほか、外部委員会の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（井原市コンプライアンス推進会議の設置）

第12条 職員の違反行為、公益通報事実及び不当要求行為に関する調査等を行うため、井原市コンプライアンス推進会議（以下「推進会議」という。）を置く。

2 推進会議の委員は、職員のうち規則で定める者をもって充てる。

3 前2項に定めるもののほか、推進会議の組織及び運営に関し必要な事項は、規則で定める。

（公益通報）

第13条 職員等は、公益通報事実が生じ、又は生じようとしていると認めるときは、外部委員会又は推進会議に通報（以下「公益通報」という。）を行うことができる。

2 職員等は、公益通報を行う場合は、実名で書面をもってしなければならない。ただし、公益通報の根拠を外部委員会又は推進会議に示すことができる場合は、匿名で通報することができる。

（公益通報者の保護）

第14条 任命権者又は指定管理者等は、公益通報を行った職員等（以下「公益通報者」という。）に対して公益通報を行ったことを理由としていかなる不利益な取扱いをしてはならない。

2 公益通報者は、公益通報を行ったことによって不利益な取扱いを受けたときは、外部委員会にその是正の申立てをすることができる。

3 任命権者又は指定管理者等は、公益通報者を保護するため、公益通報者が特定されるおそれのある情報を公開してはならない。

4 任命権者は、公益通報者を保護するため、公益通報対応業務従事者（公益通報者保護法第11条第1項に規定する公益通報対応業務従事者をいう。）を定め、当該公益通報対応業務従事者に公益通報を受け、並びに当該公益通報に係る通報対象事実の調査をし、及びその是正に必要な措置をとる業務を行わせるものとする。

（公益通報に係る外部委員会及び推進会議の所掌事務）

第15条 推進会議は、公益通報を受けたときは、当該公益通報の内容についての調査を行い、外部委員会において調査及び審査の必要があると認める公益通報について、外部委員会に通知しなければならない。

2 推進会議は、調査の結果、公益通報の内容が事実でないと認めるとき又は公益通報に該当しないと判断したときは、その旨を外部委員会、市長及び任命権者（市長を除く。第4項並びに第21条第2項及び第6項において同じ。）に報告するものとする。

3 外部委員会は、次の各号に掲げる公益通報の内容について、調査及び審査を行うものとする。

(1) 公益通報者から外部委員会に対してなされたもの

(2) 推進会議から通知のあったもの（前項の規定により報告されたもののうち、外部委員会において調査の必要があると認めるものを含む。）

4 外部委員会は、審査の結果、公益通報の内容が事実であると認めるときは意見を付して、公益通報の内容が事実でないと認めるとき又は事実の存否が明らかにならないときはその旨を市長、任命権者及び推進会議に通知するものとする。

5 外部委員会は、審査の結果（第2項の規定により報告されたもののうち、外部委員会において調査の必要がないと認めるものを含む。）を公益通報者に通知しなければならない。ただし、匿名の公益通報者又は通知を希望しない公益通報者については、この限りでない。

6 外部委員会は、任命権者が正当な理由なく次条第1項前段の規定による措置を講じなかった場合は、勧告等必要な措置を講じ、これを公表することができる。

7 第3項から前項までの規定は、前条第2項の是正の申立ての調査及び審査について準用する。

(公益通報に係る措置等)

第16条 任命権者は、前条第4項の規定により公益通報の内容が事実であるとの通知(同条第7項において準用する場合を含む。)を外部委員会から受けたときは、外部委員会の意見を尊重し、事実の確認を行い、公益通報の内容が事実であると認めるときは、当該公益通報に係る行為を是正するとともに、再発を防止するために必要な措置を講じなければならない。この場合において、市長は、その概要を公表するものとする。

2 任命権者は、公益通報者が公益通報を行ったことにより不利益な取扱いを受け、又は受けるおそれがあると認めるときは、直ちに改善又は防止のための措置を講じなければならない。

3 任命権者は、公益通報の内容が事実でないことが判明した場合において、当該公益通報に係る関係者の名誉がき損されたと認めるときは、事実関係の公表その他の名誉を回復するための適切な措置を講じなければならない。

(要望等の記録)

第17条 職員は、要望等を口頭により受けたときは、その内容を確認し、簡潔に記録するものとする。

2 要望等の記録に関し、必要な事項は規則で定める。

(記録の例外)

第18条 職員は、前条第1項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する要望等については、その内容を記録しないことができる。

(1) 公式又は公開の場において行われる要望等

(2) 他の法令等又は制度において内容を記録することとされている要望等

(3) 単に事実関係、手続等を確認し、又は問い合わせる要望等

(4) 次のいずれかに該当する要望等のうち、公正な市政の運営を阻害するおそれがないと認めるもの

ア 日常的に行われる営業活動に係る要望等

イ 公の施設における利用者その他の関係者との間で日常的になされる要望等

ウ その場で用件が終了し、職員が要望等を行う者に対して改めて対応し、又は回答する必要がない要望等

(不当要求行為)

第19条 職員は、不当要求行為があったときは、その行為の内容を記録して所属長又は上司に報告しなければならない。

2 所属長又は上司は、前項の規定による報告を受けたときは、その記録を推進会議に提出しなければならない。

3 任命権者は、職員が第1項の規定による報告を行ったことにより、正当な理由なく不利益な取扱い又は不当な権利侵害を受けることのないよう必要な配慮又は援助を行わなければならない。

(不当要求行為に係る外部委員会及び推進会議の所掌事務)

第20条 推進会議は、前条第2項の規定による記録の提出があったときは、当該記録の内容についての調査を行い、外部委員会において調査及び審査の必要があると認める記録の内容について、外部委員会に提出しなければならない。

2 推進会議は、前項の記録の内容を外部委員会に提出しない場合は、外部委員会、市長、任命権者及び前条第1項の規定による報告を行った職員にその概要を報告するものとする。

3 推進会議は、第1項の調査を行い、不当要求行為が直ちに措置を講じなければ職務の公正を損なうおそれ又は職務に不当な影響を及ぼすおそれが高い場合には、必要な措置を講ずることができる。

4 推進会議は、前項の措置を講じた場合は、第1項の規定により提出する記録の内容に添えて当該措置の内容を外部委員会に報告しなければならない。

5 外部委員会は、第1項の規定により提出された記録又は第2項の規定により報告されたもののうち外部委員会において調査の必要があると認めるものの内容について調査及び審査を行うものとする。

6 外部委員会は、審査の結果(第2項の規定により報告されたもののうち、外部委員会において調査の必要がないと認めるものを含む。)について、不当要求行為に該当するときは意見を付して、該当しないと認めるときはその旨を市長、任命権者、推進会議及び前条第1項の規定による報告を行った職員に通知するものとする。

7 外部委員会は、任命権者が正当な理由なく次条第1項の規定による措置を講じなかった場合は、勧告等必要な措置を講じ、これを公表することができる。

(不当要求行為に係る措置等)

第21条 任命権者は、前条第6項の規定により不当要求行為に該当するものがあるとの通知を外部委員会から受けたときは、外部委員会の意見を尊重し、事実の確認を行い、不当要求行為を行った者に対し、書面による警告、捜査機関への告発その他必要な措置を講ずるものとする。

2 市長は、前項の規定による措置を講じたにもかかわらず、不当要求行為を行った者が不当要求行為を中止しないときは、当該不当要求行為を行った者の氏名、不当要求行為の内容、講じた措置の内容その他の事項について公表することができる。

(職員等の協力)

第22条 職員等は、公益通報事実又は不当要求行為の調査又は審査のため外部委員会又は推進会議から求められたときは、積極的に協力しなければならない。

2 前項の規定により調査又は審査に協力した職員等は、その際知り得た秘密を漏らしてはならない。職員等がその職を退いた後も、同様とする。

(委任)

第23条 この条例に定めるもののほか、この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この条例は、令和7年4月1日から施行する。
(井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例の一部改正)
- 2 井原市非常勤職員の報酬及び費用弁償に関する条例（昭和31年井原市条例第18号）の一部を次のように改正する。

別表中

「

井原市個人情報保護制度運営審議会委員	日 6,500円	同
--------------------	----------	---

」を

「

井原市個人情報保護制度運営審議会委員	日 6,500円	同
井原市コンプライアンス外部委員会委員	日 30,000円	同

」に

改める。